

流山市赤ちゃんほっとスペース事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、流山市内の子ども施設、商業施設等において乳児及び幼児の保護者等が授乳又はおむつ替えを行うことができる設備(以下「赤ちゃんほっとスペース」という。)の設置を促進するとともに、当該設備を市民に広く周知する事業(以下「赤ちゃんほっとスペース事業」という。)を実施することにより乳幼児の保護者が安心して外出できる環境を整備し、もって地域全体で子育てをしやすい環境づくりを推進することを目的とする。

(事業内容)

第2条 赤ちゃんほっとスペース事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の施設における赤ちゃんほっとスペースの設置の推進に関すること。
- (2) 市内に事業所を有する子ども施設(民間の保育施設、幼稚園、児童館その他の子どもに関係する施設をいう。)、商業施設等の事業者(以下単に「事業者」という。)に対し、赤ちゃんほっとスペースの設置を促すこと。
- (3) 第4条の規定に基づき授乳又はおむつ替えを行うことができる設備を赤ちゃんほっとスペースとして認定し、当該設備を設置した事業者に対して別に定める赤ちゃんほっとスペースステッカー(以下「ステッカー」という。)を交付すること。
- (4) 赤ちゃんほっとスペースを設置している施設の所在地及び名称等を流山市ホームページ等で公表し、市民等に広く周知すること。

(要件)

第3条 赤ちゃんほっとスペースは、授乳又はおむつ替えを行うことができる設備で、かつ、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) プライバシーの確保に配慮した設備であること。
- (2) 授乳又はおむつ替えを行うことができる設備を設置する室内等に調乳のために用いることができる給湯設備を設けること。ただし、調乳用の湯を提供することができるときは、この限りでない。
- (3) 乳幼児の健康管理に必要な冷暖房設備を設けること。ただし、施設全体で冷暖房の管理を行うことができるときは、この限りでない。

- (4) 授乳又はおむつ替えを行うことができる設備を同一の室内等に整備をすることを要しないものとする。ただし、これらの設備をそれぞれ別の室内等に整備したときは、これらの設備を一体的に利用できる旨を乳児及び幼児の保護者等(以下「利用者」という。)に案内するものとする。
- (5) 授乳又はおむつ替えが可能な専用のスペースであること。ただし、施設の状況等により専用のスペースとして整備することが困難なときは、この限りでない。
- (6) 設置事業者(次条の規定により赤ちゃんほっとスペースとして認定を受けた設備を備える事業者をいう。以下同じ。)は、赤ちゃんほっとスペースとして整備したスペースを他の用途に使用するときは、利用者に対し代替スペースの提供を行う等、適切な措置を講じるものとする。
- (7) 赤ちゃんほっとスペースを利用者に無料で提供するものとする。
(認定等)

第 4 条 授乳又はおむつ替えを行うことができる設備を備える施設を有する事業者は、別に定める方法により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、現地調査等の方法により、当該授乳又はおむつ替えを行うことができる設備が前条に定める要件を満たしているときは、当該設備を赤ちゃんほっとスペースとして認定し、ステッカーを交付するものとする。

3 ステッカーの交付を受けた設置事業者は、当該ステッカーを赤ちゃんほっとスペースの出入口や窓等の外部から見やすい場所に貼付するものとする。

4 設置事業者は、赤ちゃんほっとスペースの提供を中止し、又は廃止したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(費用の負担)

第 5 条 赤ちゃんほっとスペースの維持又は管理に要する費用は、当該設置事業者が負担する。

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。